

令和8年度第2回岡崎市障がい者自立支援協議会会議録

- 【日時】 令和8年9月30日（水）午後1時30分～午後3時30分
- 【場所】 岡崎市友愛の家 多目的室
- 【出席委員】 加賀時男、杉山直人、小早川稔、青木裕美、足立和久、山本光俊、
塩沢美穂子、安井隆光、杉浦真理子、高橋順子、松本陽子
加藤歩、天野喜代美、種村圭司、杉木陽介、山本真栄美、野本薫
- 【欠席委員】 斎藤登、清水敦子、中根康浩
- 【事務局】 障がい福祉課長 岩城和美、副課長 平松雅規
審査給付係長 梶葉信敬、施策係係長 内田直幸、主査 白井麻友、高桑未紗樹
健康増進課こころの健康推進係 係長 遠山映里
障がい者基幹相談支援センター 大木基史、水田結美
- 【地域アドバイザー】 蛭川俊樹
- 【地域生活支援拠点コーディネーター】 泉陽一郎
- 【その他】 第6次岡崎市障がい者基本計画等策定業務受託者
株式会社エディケーションより伊藤真主任研究員
- 【議題】 (1) 令和7年度基幹相談支援センター及び障がい者相談支援事業所の実績報告
(2) 令和7年度地域生活支援拠点機能別評価の報告について
(3) 障がい者自立支援協議会の運営規定の一部改正について
(4) 障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について(5) その他
(5) その他
- ・ 令和8年度個別支援専門部会検討部会の開催報告
 - ・ 令和8年度版ヘルプカードの周知

議事等

1 開会

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

- ・ 開催の挨拶

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

- ・ 委員出欠の確認
- ・ 議事録署名者の選出

愛知県みあい特別支援学校 松本委員、岡崎肢体不自由児・者父母の会 加藤委員

議題

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

- ・ 議題1 「令和7年度基幹相談支援センター及び障がい者相談支援事業所の実績報告」について
岡崎市障がい者基幹相談支援センター及び事務局（障がい福祉課）から説明

○障がい者基幹相談支援センター 大木様

基幹相談支援センター長の大木です。

まず、基幹の事業における「総合的・専門的な相談支援の実施」について、困難事例の相談対応件数は令和7年度に1,358件、一昨年は2,074件で、700件程減少していますが、1,000件を超える相談が寄せられています。

また、「権利擁護・虐待の防止」について、虐待対応件数は令和7年度に373件、一昨年は364件で、通報件数等は多くなっています。

他に、事業者向けに研修会等の開催において講師派遣をしています。例年10件前後の実績ですが、令和7年度は16件と、事業所から多くの依頼をいただき、研修会を実施しました。

最後に昨年度事業の分析評価として、困難ケース等の相談自体は約35%減少していますが、各相談支援事業所の相談員の皆さんの力が付いてきたことで、困難ケースを基幹へ相談せずとも対応していただけているのではと思っています。

一方で、計画相談の作成数は年間200件ずつ増加していますが、相談員の人数は増えていません。相談員自身が計画相談作成等の業務に追われ、基幹まで相談する暇がない、とも見えるため、もう少し注力して状況を見ていこうと考えています。

また、「相談業務の実績」における地域移行・地域定着の対応件数が0件である点について、あくまで地域移行・地域定着という事業メニューを利用した相談がなかったという見方で、精神科病院からの退院等の支援が滞っていたということではなく、相談支援事業所の一般の相談の中で退院支援を実施していただいています。

最近、基幹相談支援センターに持ち込まれる相談は、家族の重層的な相談や医療的ケアの話、また触法等の障がい者で罪を犯した方の相談等、内容が濃くなって難しいケースがより多く寄せられていますので、件数が減っているから良いということではないと思っています。今後も基幹相談支援センターの体制整備に努めます。

今年度の事業計画について、事業計画そのものは国の指針に基づくため、大きく新しい業務は増えていません。基幹の重点取組事項として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）」について、今年度から自身が密着アドバイザーとなりましたので、保健所様と一緒に、にも包括の推進に取り組みたいと思います。

また、権利擁護・虐待の防止について、今年度から意思決定支援についての研修を通年で実施する予定です。サビ管・児発管・サ責の方を中心に、個別支援計画に意思決定を反映させることをテーマとして研修会ができるよう準備中です。これから3年間に渡り、重点事項として権利擁護の普及のため、取り組みます。以上です。

○事務局（障がい福祉課施策係 主査 高桑）

続いて、障がい福祉課施策係 高桑と申します。

始めに「相談支援事業」について御説明させていただきます。「相談支援事業」では、目的として障がい児・者、またその家族等からの相談に応じ、必要な情報を提供したり、権利擁護のために必要な援助を行ったりすることで、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることとしています。そして、相談をお聞きし、内容に応じて関係機関や他の相談支援事業所に繋げるなど、受けた相談の最終的な方向性が定まるように対応しています。当市は、「相談支援事業」を6か所の相談支援事業所へ、担当地域を設定して委託しております。なお、4月1日時点においては、委託事業所及び担当地域の令和7年度から変更はありませんが、事業譲渡の関係で6月1日から『ぱぷりか』の事業所名を『相談支援センターぱぷりか』に変更しています。

次に相談支援事業の実施状況については、自立支援協議会で確認することとなっておりますので、簡単ではありますが、ご報告させていただきます。

(以下配布資料に沿って説明)

資料下段の表をご覧ください。こちらは令和7年度の6事業所の相談対応実績のまとめとなっております。『年齢』と『障がい種別』は相談児者の実人数です（一般相談と計画相談の児者計）。『支援方法』は1相談につき主な支援方法を1件カウント、『支援内容』につきましては、支援内容を複数カウントしており、相談児者の延人数となっております（一般相談と計画相談の児者計）。

次に資料の14ページをご覧ください。こちらは令和6年度と令和7年度の相談対応実績を比較した表です。

相談対応の実績について、令和7年度は18歳未満18歳以上の合計で4,470件、令和6年度は3,681件、令和6年度よりも789件プラスになっており、相談対応は増えています。

支援方法について、前年比増加率を見ると、メールの増加割合が特に多くなっておりませんが、全体的な項目で増加しています。

支援内容について、前年比増加率を見ると、その他を除き、保育・教育が48.6%増加となっており、他の支援内容よりも、件数の上り幅が多かったことが分かります。

次に資料の15ページから20ページ（相談対応実績）をご覧ください。こちらは、各事業所の、令和6年度と令和7年度の相談対応実績を比較した表です。事業所によって実績の増減に差がありますが、6事業所において件数が増加していることが読み取れます。

次に資料の21ページから38ページ（令和7年度障がい者相談支援事業評価シート（集計用））をご覧ください。こちらは、各相談支援事業委託事業所が、項目ごとに自己評価を行い、取組の成果・工夫や具体例・原因などを『自己評価に対する追記』に、課題を『抱えている課題』に記載した、事業評価シートを集計したものです。

事業評価シートは、内容が多くなっておりますので、結果を読み上げることはいたしません、各事業所の報告内容から、相談支援事業を委託している6事業所は、利用者にとって、適切な相談支援が実施できていると見ることができます。

最後に資料の39ページから40ページ（令和7年度岡崎市障がい者相談支援事業における取組の成果や工夫及び課題）をご覧ください。こちらは、先ほどの事業評価シートから、「取組の成果や工夫」の一部抜粋と「課題」を評価項目ごとにピックアップしたものです。相談支援事業では、多岐にわたる相談が寄せられ、対応に苦慮する場面も多いという声を事業所から聞いており、そのような課題もこちらの一覧から見て取れます。すべての課題を即時解決することは難しいですが、基幹相談支援センターとの毎月の調整会議や、委託相談支援事業所が集まる委託会議などで、引き続き、今後の相談支援体制に係る検討をしていきたいと考えています。報告は以上です。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

何かご質問がございましたら挙手してください。

○安井委員

株式会社 Loving Look の安井です。相談の対応実績において、保育・教育の部分が非常に増えていることについて、相談支援の相談員さんが関わった方がベターなののでしょうか。相談の内容等、相談員さんの対応が増える理由がわかるようなものがあれば教えていただければと思います。

○障がい者基幹相談支援センター 大木様

質問に対しご説明になるかわかりませんが、相談支援において、基幹のケースでは教育・保育に関する相談はなかなか来ないですが、教育であると、やはり進路のことであったり、学校に通えない事情であったり、両親が外国人のかたで、お子さんをうまく学校へ送り出せない等の通学支援をどうしたらいいのかといったご相談が多いように感じます。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

障がい福祉課施策係の内田です。私達も状況を分析しきれていない部分がありますが、心当たりがございます。最近法律の改正もありました医療的ケア児者について、医療的ケア児者に関する相談というのも年々増加しており、特に医療的ケア児者の保護者の希望はやはり保育園や小学校に通うことであると伺っています。障がい児の通所支援やその他サービスだけでなく保育園教育や小学校を希望される相談が増えているということで、障がい福祉課だけでは解決しきれない問題となっておりますので、子どもの部門や教育の部門等の担当者とも話し合い、庁内の連携をしていかなければならない時期であると考えております。

○杉木委員

学識経験者の杉木です。15 ページ以降に各事業所についてのまとめがあります。その支援内容のうち、権利擁護に関する支援とはどのような支援のことか教えていただけますでしょうか。

○事務局（障がい福祉課施策係 主査 高桑）

ご質問ありがとうございます。権利擁護に関する相談支援の内訳が今すぐに把握できないため、後日回答をさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。

○障がい者基幹相談支援センター 大木様

おそらく、委託相談の事業所と基幹センターにおいて、個別のケースで統計を取っている評価表が同じだと思いますので簡単に回答させていただきますが、この相談支援の支援内容の項目は国が決めている項目になります。権利擁護はカッコ書きで「日常生活自立支援事業等」と記載があるので、これに関する相談があればチェックするということだと思います。その他、一般的な権利擁護に関してはこの項目に分類しないのではと感じますので、事業所によって分類の仕方は異なるかもしれませんが、成年後見に関することや、日常生活自立支援事業を利用したいといった相談に対し、権利擁護を選択されるのではないかと考えています。

○野本委員

公募委員の野本です。質問ではなくお願いになります。相談支援事業所6社について、アンケートの自己評価をされていますが、評価だけでなく、課題について記載されていない事業所があります。課題がないことはなく、評価時には課題を整理して明確に表現するというのが、事業が良くなっていく第一歩だと思いますので、こうした評価シート作成時には、大変かと思いますが、課題についてもしっかり記載いただくようにお伝えいただきたいです。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。以上で議題1を終わります。

- ・議題2「令和7年度地域生活支援拠点機能別評価の報告について」

○事務局（障がい福祉課施策係 主査 高桑）

障がい福祉課施策係の高桑です。

まず、簡単に岡崎市の地域生活支援拠点等の整備状況についてご説明いたします。

地域生活支援拠点とは、障がいのある方が地域で安心して生活し続けられるよう、ご本人やご家族の重度化・高齢化・親なき後や災害等の緊急時に備えるとともに、施設や医療機関からの地域移行を進めるため、各市町村で整備が進められているものです。障がい等により、地域で暮らし続けるために支援を必要とする方が、緊急時にいつでも相談ができ、必要な支援を安心して受けることができるようにするために、地域全体で環境を整えていくという趣旨のものです。

（以下配布資料に沿って説明）

地域生活支援拠点には、5つの居住支援の機能が求められています。資料の41ページが各機能を担う事業所及び機関の一覧です。

岡崎市では、既存の障がい福祉サービスや制度などが5つの機能を分担し、地域全体で障がい児者の生活を支える「面的整備」という形を取っています。

機能の1つ目は相談です。こちらは、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所を始め、指定特定相談支援事業所にも機能を担っていただいています。2つ目は緊急時の受入れ・対応です。こちらは、在宅障がい児・者緊急一時預かり事業を委託している4事業所が機能を担っています。3つ目は体験の機会・場です。こちらは、地域活動支援センター2箇所と生活訓練事業の委託先が機能を担っています。4つ目は専門的人材の確保・養成です。こちらは、基幹相談支援センターが機能を担っています。5つ目は地域の体制づくりです。こちらは、障がい者自立支援協議会が機能を担っています。

地域生活支援拠点は、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する必要があります。昨年度と同様に、各機能を担う事業所及び機関に、自身の機能の自己評価をしていただきましたので、その評価結果をご報告させていただきます。

資料の42ページから43ページは、自己評価の様式になります。評価の項目は、愛知県が発出している「地域生活支援拠点等運用状況の検証・検討のための手引き」を参考に作成しています。こちらの様式の提出を、先ほどの資料の41ページに記載のある事業所及び機関へ依頼し、回答を集計しました。なお、資料の44ページは、【相談】及び【緊急時の受け入れ・対応】の機能における「緊急時」の定義を示したものです。特性に起因する課題と周囲の環境のどちらにも該当する場合を「緊急時」としています。

集計結果については、資料の45ページから58ページまで、機能ごとにまとめております。

資料の45ページをご覧ください。こちらは相談の機能についての評価結果です。各機能に応じて「機能の充足に向けてのチェックポイント」を設定しており、評価基準1～5で自己評価を実施しています。円グラフは、チェックポイントごとの自己評価結果の内訳です。円グラフのそれぞれの基準における値は、回答件数、全体に対する割合を示しております。白黒で見づらく恐縮ですが、評価基準が高い程、色が濃くなっています。例えば、相談のチェックポイント①の円グラフですと、評価基準1「しくみが無い」を選んだ事業所が6件、全体に対する割合が27%となっております。

次に、資料46ページをご覧ください。こちらはチェックポイントごとの自己評価の判断理由です。評価基準ごとに判断理由を抜粋して掲載しています。こちらは相談の機能についてのまとめです。

次に、資料47ページをご覧ください。こちらはチェックポイントごとの課題や改善点等です。各事業所からいただいた意見を抜粋して掲載しています。こちらは相談の機能についてのまとめです。お時間の都合

上、全てを読み上げることはいませんが、その他の機能についても、同じように集計結果をまとめておりますので、ご一読いただけますと幸いです。

なお、資料 48 ページ・50 ページ下段の「緊急時」の定義に該当する方に対応した件数については、【相談】及び【緊急時の受け入れ・対応】の機能のみにございますので、合わせて御確認いただけると幸いです。

全体を通して、機能ごとに評価が高いチェックポイントもあれば、評価が低いものもありました。

相談の機能については、人員不足や負担感に関する課題が多く、特に、緊急時の訪問体制の確保を整えることが必要であるように感じました。緊急時の受入れ・対応の機能についても同様に、人員不足や負担感に関する課題が多く、特に、緊急時対応がスムーズにできなかった場合の原因の確認及び改善の仕組みを整えることが必要であるように感じました。体験の機会・場の機能については、評価は高めでありましたが、一部で仕組みがないという課題があり、特に、体験後に振り返りの機会を設け、体験の評価や地域移行又は一人暮らしに向けた新たな課題、今後のスケジュールを確認する流れを整えることが必要であるように感じました。

今回の評価を受けて、地域生活支援拠点全体の運用方法等を検討するとともに、各機能の充実についても図っていく必要があると考えています。

なお、拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等の業務を担うコーディネーターである「拠点コーディネーター」を、令和 8 年度より、社会福祉法人愛恵協会の泉様に担っていただいております。よって、今後は、拠点コーディネーター、基幹相談支援センター、障がい福祉課で、どの機能から整えていくかを検討しながら、拠点整備を進めてまいります。報告は以上です。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ただいまの説明に質問はありますか。

○野本委員

公募委員の野本です。こちらは課題も記載があり、しっかり評価されているという印象で良いと思いました。ただ、昨年の資料と見比べると去年と同じデータもあり、コピペによる評価はばかげているという感じがします。

高桑さんも一部おっしゃっていましたが、そもそも仕組みがないというのは、自助努力で頑張りなさいということではなく、やはり行政等からの立場からいろいろ支援をしていただきたいなという願いです。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

障がい福祉課施策係の内田です。この拠点の整備は、事業所における人員の整備というのも必要になります。この体制整備については市が直接できることが少なく、事業所頼みの部分もございます。こうした面で、すぐに解決できる問題ではないということもありますので、議題 4 でも説明をいたします、市の計画等に拠点整備についても記載し、ある程度予算に関しても、市の方で可能な限り確保し整備していく必要があると考えております。

もう 1 点、今年度から拠点コーディネーターとして、生活訓練事業所あいの泉様にお願いをしております。コーディネーター活動と合わせ、皆様のご意見を伺いながら拠点整備を進め、ご説明できるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○塩沢委員

NP0 法人子どもの発達を支援する会きららの塩沢です。緊急の受入れについてお伺いします。

制度や仕組みがわからないので教えていただきたいのですが、ここでいう緊急一時預かりの体制というと、例えば日中サービス支援型のグループホームでも緊急受入れはあると思います。日中サービス支援型のほうでは緊急の依頼はそんなにたくさんない、という話だと思いますが、それぞれ受け入れる枠、仕組みの中での違い、また、岡崎市の緊急的なことが起きた際の連携等について教えていただければと思います。

○事務局（障がい福祉課施策係 主査 高桑）

ご質問ありがとうございます。岡崎市の地域生活支援拠点の緊急時の受入れ・対応が可能な事業所について、こちらは障がい福祉サービスにおける日中サービス支援型の事業者における緊急時の受入れとは別の体制のものになります。ただ、地域生活支援拠点においても現在の4事業所のほか、その他の緊急時の受入れを担ってくださっている事業所に今後入っていただくかについて、検討していくべき課題だと考えております。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

障がい福祉課施策係の内田です。こちらの拠点を当初整備した時には、既に市で業務として実施していた緊急時の一時預かりについて、現在は拠点の機能の1つとして位置づけていますが、塩沢委員のおっしゃるとおり、障がい福祉サービスの中でも同様の役割を担うサービスがあります。だからといって市が勝手にその機能の中に事業所を追加していくことはできないので、今後事業者のかたにもお声かけし、拠点として整理していくというのも今後していかなければと思います。また8050（ハチマルゴーマル）や親なき後にも関わる部分だと思いますので、並行して話を進められたらと考えております。

○山本委員

公募委員の山本です。知的の子の親の立場として、やはり今恒例の親御さんが増えている中で、もし親が病気になり、家に1人で子どもを置いておけないといった場合には、この緊急時の一時預かりに記載の4つの事業所の方に相談すればいいのでしょうか。または緊急で一時預かりをしてほしいということを相談員に伝えるのか、具体的に対応の仕方を教えてほしいです。

○事務局（障がい福祉課審査給付係長 梶葉）

審査給付係の梶葉と申します。ここでいう緊急一時預かりについては主に虐待等に対応しており、今年度からはふくし相談課において、包括的に相談を受け付けております。緊急一時預かりに限らず、ご相談いただければと思います。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

補足ですが、緊急的な対応はケースバイケースの部分もあり、一概には申し上げにくいこともありますが、今おっしゃったようにお子さんが1人家に残されてしまうということであれば、まずは支援に繋がっているお子さんであれば相談支援事業所の相談員にご相談いただき、緊急的となれば拠点で対応することもありますし、例えば経済的な問題があるとする、ふくし相談課等の生活困窮の相談員に関わっていただくケースもございます。ただ、どのような場合においても福祉のどこも対応しないということはありません。相談いただいた中で連携し対応していくことが多いと考えております。

皆様こうした緊急時においてご不安があると思いますので、私たちの方でも拠点コーディネーターと相談していることとして、ある程度そうした緊急の可能性のある方々をリスト化する等対応を考えております。

す。その他もう少し体制を整理した上で、スムーズに、ご心配をかけることのないように体制整備を考えなければと思っています。

○山本委員

この拠点における緊急一時預かりの事例という、先ほど聞きましたが虐待に関することや、暴れまわって家族が手に負えないとか、そういうことが対象なのでしょうか。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

どちらかというと、この拠点の緊急一時預かりは切り札のように考えていただきまして、虐待などの他に対応の手段がない、といった時に拠点の緊急一時預かりといった市の独自の制度を使わせていただいております、基本的にはまずは障がい福祉サービスの中で対応できる方法を考えた上で、緊急ということであれば、この制度も使っていただけるよう整理しているとご理解いただければと思います。

○塩沢委員

先ほどから、緊急のときどこに相談すればいいかという話だったと思いますが、例えば、困っている保護者さんが、あるAという部署に電話をかけたときに、うちの部署ではそういう支援はありませんと言われ、次にBの部署に電話をかけたら、うちでもありません、それは対応外ですと言われ、ということが多く、その時に、ここは使える・使えない、次はどこを探せばいいのかというコーディネートをしていただいたり、最後に「お母さん、こういうふうにしていくといいんだよ」と、ちゃんと道筋を立てていただける方というのは、担当の相談支援員さんということではよろしいのでしょうか。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

市の職員において適切な回答が出来ていないこと、申し訳ありません。

市としては、どこに相談したらいいかわからない、どこが対応するかを決めるといった際に、ふくし相談課にふくし総合サポートやほっとサポートおかざきという福祉総合相談として窓口を設けております。その相談から障がいの方であれば相談支援事業所や障がい福祉課に相談が回ってくる事例もありますので、ご案内をいただければと思います。

○塩沢委員

もう1点よろしいでしょうか。相談する窓口がたくさんあり、ここに相談すればよいとわかりますが、最後に「こうすればいいんだよ」と責任を持つと言うのは変な言い方ですが、最後に道しるべをくださるのは、その窓口の方なのではないでしょうか。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

どうしても相談内容に応じてという形になるかと思いますが。障がいに関するご相談であれば相談支援事業所等でお話をお伺いし、解決できる内容であれば、お答えさせていただくことになります。どこまでも解決が難しい場合は例えばふくし相談課に包括支援がございしますので、解決できない問題に伴走して解決に向かっていくという手段もあります。ただ、最終の解決という基準は、行政の判断基準とご本人の不安というところでずれが生じる部分もあるかと思いますが、大変な部分があっても何回もご相談を重ねていくのも1つかと思います。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

それでは議題2を終わります。

・議題3「障がい者自立支援協議会の運営規定の一部改正について」

事務局（障がい福祉課）から説明

○事務局（障がい福祉課施策係 主査 白井）

障がい福祉課施策係の白井です。

今回、自立支援協議会の運営規定について一部改正をさせていただきたく、ご説明の時間をいただきました。今年度4月には専門部会の追加等に伴い、協議会要項及びこの運営規定を改正いたしました。資料59ページをご覧ください。変更点のわかる新旧対照表案は64頁です。

改正箇所は2点です。1点目は専門部会において、専門的な知識を有する方に意見等を求める必要がある際、以前は協議会要綱第6条の「部会」という項目において、「会長は部会に必要と認める専門的知識を有する者を委員以外の者から指名することができる」という書きぶりをもって、参加いただくことがありましたが、改めて整理しますとこの第6条においては専門部会の委員として委嘱するかたのことを指しているとも捉えられると考え、この運用について、新たに運営規定に一文を追加いたしました。部会長は部会の委員の意思を確認し、部会全体の意向として専門知識を有する方を部会に呼び、意見等を求めることができることとしました。そのためにはどの協議のために、どんな専門的知識が必要で、この方を呼びたいといった意向を部会内で話し合っただきその上でご参加いただくことにより、協議においての専門的知識のあるかたに助言をいただく必要性が委員全体で共有され、協議促進に繋がればと考えております。ただし、専門部会をご存知の通り非公開の部会ですので、お招きする方にも、専門部会の説明をしていただくこと、また事務局等への情報共有も適宜していただく必要があると考えますので、運用については順次整理させていただきますと思います。

2点目は、本協議会について、「書面開催」を可能とするための一文です。従前、コロナ感染症の時は、臨時的に書面開催等で協議会等の実施が求められましたが、現在は書面開催に当たり、要綱や運営規定等で定めること、と附属機関設置条例管轄の行政経営課より指示がございます。今年度より協議会回数を5回から3回にさせていただきましたが、今年の計画の策定等のように、必要に応じて皆様に協議・審議等をいただきたい場面において適切に対応させていただきたいと考えております。

以上2点について、委員の皆様にご不便がないか等伺いできればと考えております。

説明は以上です。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ご質問はないでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議題3を終わります。

・議題4「障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について」

事務局（障がい福祉課）から説明

○事務局（障がい福祉課施策係 主査 白井）

本日の資料は計画本編案の概要版です。本日はこちらの資料に沿ってご説明をさせていただきます。また併せてお配りしております、施策体系の資料も併せてご覧ください。

まず初めに、9月初旬に骨子案のご確認、ご意見等をありがとうございました。同時期に骨子案については庁内各課、また障がい者団体等へヒアリングを実施しました。今回の素案概要や、今後皆様にお示しさせ

ていただく予定の素案本編（計画案）と呼びます、へ内容の確認やできる部分については反映などをさせていただきます。

まず1 ページ目、こちらは今回一体的に策定を進めております計画の位置づけについて記載しております。障がい者基本計画は障害者基本法に基づき、国や県の計画を踏まえ、本市における障がい者施策の基本的な方針を示す計画です。障がい児福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、国が示す「基本指針」を踏まえ、本市における障がい福祉サービス等の見込量とその確保策を示す計画です。障がい児福祉計画は児童福祉法に基づき、国が示す「基本指針」を踏まえ本市における障がい児通所支援等の見込量とその確保策を示す計画です。

2 ページに進みます。基本計画は6 年、福祉計画は県の計画に合わせ3 年に一度策定しています。

次に基本理念について、こちらは第5 次計画から引き続き、「思いやりつながりあって自分らしく生きるまち岡崎」を採用させていただいております。以前の6 年間進めてきた福祉施策について目標が変化しても理念が途切れる事のないように継承しております。

それでは3 ページに進みます。まず第6 次障がい者基本計画について、基本目標は3 つあります。①ともに「思いやり」とともに生きるまちづくりです。第5 次計画から変更はありません。こちらについて、障がい者が地域で生活をしていくために、障がいの有無にかかわらず、地域で主体として活動できるよう環境づくりをするとともに、様々な障がい種別や特性について団体等と協力し、障がいや障がい者に対する理解と配慮の促進に取り組みます。また令和4 年度及び令和6 年度に施行した手話言語条例やコミュニケーション条例等をもとに、コミュニケーションの円滑化、また情報や移動のバリアフリー化の推進に取り組みます。

重点施策は障がい者への配慮とコミュニケーションの促進です。第5 次計画では理解の啓発と配慮の促進であったところ、配慮とコミュニケーションに重点をおいた施策に変更をしました。

成果指標として、従前「差別を感じたことのある障がい者の割合」を第5 次計画では掲げておりましたが、今回は「理解や配慮があり良かったと思ったことがある障がい者の割合」としています。前年に行ったアンケート調査では実際にどのようなことで「よかった」と感じたかについて回答いただいた具体的事例を報告書に記載しています。個人により感じ方はことなるかもしれませんが、小さいことでも個人的なことでも、〇〇があつてよかったという声を本市では増やしていきたいと考えております。また、コミュニケーション条例の認知度を挙げさせていただいておりますが、令和6 年から3 年にわたり難聴・肢体不自由・盲・精神と講演会の実施と、社会福祉協議会様にもご協力いただき、障がい理解促進について交流会等を実施してまいりました。

講演会という形以外にも市民のかたに当該条例を認知していただけるよう、現在様々な形を検討中でございます。

4 ページには当該基本目標に対応する本市の施策概要を記載しております。施策は障がい福祉課のみならず、全庁的にさまざまな課が対応しております。

また団体ヒアリングにおいて、情報や公共空間のバリアフリー、また移動手段の円滑化について意見がありましたので、第5 次計画から引き続き施策4 から6 に記載をしております。

次に5 ページ、基本目標②は「互いに「つながりあい」支えあうまちづくり」で第5 次計画から変更はありません。こちらについて、障がい者が社会生活を送るために、障がい児の療育・教育の段階から環境づくりを進める必要があり、ライフステージを通して適切な支援の実施に取り組みます。また就労やスポーツ・文化芸術活動などの社会参加活動の促進、昨年10 月から開始の就労選択支援や、その他就労移行、就労継続支援等のサービスを通じて、一般就労や福祉的就労の選択機会の確保や工賃向上に取り組みます。

また団体ヒアリングでどの団体からもお話がありました、防災に関しては、昨今の集中豪雨等もありますので、障がい者を災害から守る取組みを推進して参ります。

重点施策は障がい児支援の充実と、障がい者就労の促進です。第5次計画では障がい児支援の充実のみであったところ就労支援を加えた形となります。

成果指標としまして、昨年のアンケート調査から障がい児支援に関してみどりファイルの利用率向上及び児通所サービスの利用満足度の向上、今回から追加の就労の促進に関して、障がい福祉サービスの就労継続支援の工賃向上を挙げております。

施策の体系と基本方針については同ページ下部から次の6ページにかけて記載しています。

施策9については令和9年4月に施行される「医療的ケア児等及び重症心身障がい者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」の情報公表に伴い、以前は医療的ケア児としていた記載に重症心身障がい児の記載を追加しております。

また団体ヒアリングにおいては施策19において、地域の防災訓練などへの参加の必要性について意見があり、今後も防災課等と障がい者団体や当事者がともに防災訓練に参加できるよう支援を続けていきます。

次に7ページです。基本目標③「あらゆる障がい者が自分らしく生きるまちづくり」こちらも基本目標には変更ありません。

こちらでは障がい者の相談支援体制の充実や意思決定支援について触れています。また追加した内容としては、本人への支援のほか、「介助する家族等への支援」という記載を追加いたしました。障がいの重度化、支援者の高齢化、親亡き後等を見据えた切れ目ない相談支援に取り組みます。

重点施策はたったいま申し上げました「切れ目ない相談支援」です。こちらは第5次計画と同様です。

成果指標について、サービス等利用計画等作成率について、従前こちらのパーセンテージには障がい者と障がい児両方の作成率から現状値の率を算定しておりましたが、こども発達センター等の早期支援や健診等により、現在は児の計画作成率は98%程度を推移しておりますので、今回から障がい者の作成率で現状と目標値をお示ししております。

また利用満足度については昨年実施したアンケート調査において、利用しているサービスに満足しているかと尋ねたところ、「満足している」「ある程度満足している」と回答のあった合計となっています。既に高い数値ではありますが、目標値に向けて向上を目指します。

8ページは施策体系と基本方針です。

団体ヒアリングでは「親亡き後」に関する意見もあり、「親亡き後」でなく「親いるうちに」行動をする必要があるということで、施策21には家族支援という記載の追加、施策23も同様に親亡き後等を見据えたサービス充実等を図ります。

9ページからは障がい福祉計画及び障がい児福祉計画についてです。こちらは国の基本指針を基に作成を進めております。

まず基本目標は5つあり、1、障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援 2、障がいの種別によらないサービス等の提供 3、個々の課題に対応したサービス提供体制の整備 4、障がい児の健やかな育成のための発達支援、5、障がい者の社会参加を支える取組み、です。

第7期障がい者福祉計画及び第3期障がい児福祉計画からの追記点としては、目標3の障がい者の生活を支えるといった記載の「障がい者」について、重度心身障がい者や医療的ケアが必要な人、強度行動障がい者、高次脳機能障がい者を含めた点です。目標4についても医療的ケアに重症心身障がい児の記載を追加しています。目標5についてはアクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法のほか、令和7年6月25日に施行の「手話施策推進法」の記載を追加しています。

次に10ページ、こちらも国の基本指針に基づき、成果目標に沿って岡崎市の目標値を記載しております。

国の目標は端的で、地域移行者を増やし入所者を減らす、という記載ですが、本市としては地域移行者を増やすならば、移行先の体制が整っていなければならないこと、入所者の意思や適切な支援を鑑みて地域へ

移行するかを決定する等の過程が重要と考えています。方針として意向確認や障がいの状態・ニーズに合わせて地域移行を促進して参りたいと思います。また、団体ヒアリングの意見にもありました、重度の障がいや医療的ケアを必要とされている方の対応可能な GH の必要性についても記載をいたしました。

11 ページは国の指針に基づき、一般就労への移行について記載をしております。目標値は国の指針に沿って算定しておりますので、方針のとおり、目標に向けて進んで参ります。基本指針には昨年より開始しているサービス「就労選択支援」についての記載が追加されましたが、今後サービスを1年、2年と進めていく中で利用者の推移などを確認して参りたいと思います。また令和11年度までに市内に既存の就労選択支援事業所を2か所以上確保するとともに、利用者数200名以上を目標とします。

13 ページです。障がい児通所支援の提供体制の整備等について、基本指針で新たに重層的な支援体制の構築として児童発達支援センターの中核的な4つの支援機能を確保することが挙げられております。4つの機能については記載のとおりですが、児の事業所に対し、支援の質の向上のため専門的な指導や助言の仕組みの構築、また地域全体で障がい児を支える環境や土壌を育て、保育所や学校への移行、連携を推進します。

また、障がい児及びその家族の支援のため、従前は保健・医療・福祉・保育・教育等の連携の場の設置とされていた内容に追加で、連携体制の確保のうえ、児童及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保が記載されています。

本市の方針として、児童発達支援センターにおいて4つの中核機能の確保や、協議会・専門部会等の協議の場をもとに、伴走的支援の体制確保に向け協議を進めることとしています。

14 ページは地域生活支援の充実について、拠点コーディネーターの設置や、新たに強度行動障がいの状態にある方の支援について、ニーズの把握や連携体制の整備が基本とされています。

本市では今年度より既に拠点コーディネーターを配置しておりますが、今後支援体制の整備等の活用や運用状況において、検証などを実施し、効果的な支援を検討します。また、強度行動障がいに関しては昨年県の主導により市内の強度行動障がいのあるかたにアンケート調査を実施、県が取りまとめを行っております。そのような結果や、個別支援専門部会の検討部会等で報告のある事例をもとに支援ニーズ等を把握するとともに専門部会等にて支援体制の整備に取り組みます。

次に5つ目、相談支援体制の充実・強化等について、従前障がい福祉サービスの提供体制の確保や適切な利用・ニーズに対応する相談支援体制の構築について基本指針が記載されていましたが、新たに、関係機関との連携についても追加となりました。また新たに、のぞまないセルフプランの解消について記載されました。

15 ページ、本市の方針として、個別支援専門部会の検討部会を通じ支援体制や関係機関との連携を図るとともに、のぞまないセルフプランの抽出のため、セルフプランの分析を進めるとともに、相談支援員の養成も含め、体制の整備や強化を図り、引き続きセルフプランの作成を防止して参ります。

続いて6つ目、障がい福祉サービス等の質の向上のための体制構築について、サービスの質を向上させる取り組みの構築、また、障がい福祉サービス等情報公表制度（ワムネット）を通じ、更新率及び公表率100%を目指します。

自立支援協議会や基幹相談支援センターが実施する連絡会、また事業所説明会等をとおり、サービス等に関する情報共有を綿密にし、質の向上に取り組みます。また情報公表制度は事業所に更新についてのアナウンス等を実施して参ります。

16 ページから18 ページはサービス等の見込量と確保策についてです。それぞれサービスについて、昨年度までの実績を鑑み見込量を算出しています。

また、上部記載にて、今年度国から全国各市区町村に通知のあった総量規制について一文を追加させていただいております。特に本市においては児童発達支援について、国から総量規制の対象となる全国上位の推移であって、要請があったため、総量規制の記載をしていく予定です。その他サービスについては質の向上及び状況に応じたサービス量の適正化に取り組めます。

最後に策定のスケジュールにつきまして、11月初旬には市のパブリックコメント予定の計画案について皆様にお示しできればと考えております。

協議会等にいただいた意見とパブリックコメントの意見等を合わせ、1月以降最終案作成を進めたいと考えております。

素案概要について、お気づきの点やご意見等ありましたら、本日から10月7日（水）までの一週間の間で、メール等にてご連絡ください。いただいた内容を計画案作成の参考とさせていただきます。長くなりましたが、説明は以上です。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ただいまの説明にご質問はありますか。

○杉木委員

学識経験者の杉木です。福祉計画の基本目標1にある障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援について、自身は権利擁護支援専門部会の部会長を務めていますが、この目標は主要課題だと考えております。計画の中でどこにこの基本目標に関する内容が書かれているかと思いましたが少しわかりにくいです。もう少し、「自己決定」「意思決定」について記載があるといいなと思いました。

内容については、先ほど基幹相談支援センターが、意思決定に係る研修を3年間かけて行うとおっしゃっていました。そこまで具体的でなくてもいいので、せっかくなら何か記載していただけたらと思います。

もう1点、福祉計画の国の指針に基づく目標値の表が分かりにくく、目標値が少ないのかなと思ったので、また後でもいいのでお答えいただければと思います。

○事務局（障がい福祉課施策係 主査 白井）

ご質問ありがとうございます。基本目標①について、はっきり「自己決定」や「意思決定」と記載はしていませんが、施設入所者への地域生活への移行の部分で対応をしております。また、表について、現状本市の施設入所者が205名いらっしゃって、市の方針として国の方針より少ないですが目標値を2%の4名にしております。

○杉木委員

目標について、何年度にこの目標値になるというのがわかるように、例えば令和11年度目標というように書き添えていただけるとありがたいです。

○加藤委員

肢体不自由児・者父母の会の加藤です。同じく10ページにおいて、医療的ケアや重度障がい者の方に対応するグループホームが必要と書いていただいております。あくまでここでの地域移行は施設入所者からの地域移行の目標値という意味だと思いますが、グループホームで重度の障がい者や医療的ケア者の方を受け入れていただくためには、現状施設に入っていない在宅だったりする方たちが今後使うことも考えて、もっとたくさんの人が利用できる体制にしてもらえるといいなと思っております。

この施設入所者の地域生活への移行という内容には入らないかもしれませんが、具体的にどのぐらいグループホームが増え、グループホームで受け入れてくれる人を増やしていただけるのかと、そのために、何をしていただけるのかをお聞きしたいです。

施設のバリアフリー化についても記載がありましたが、グループホームに対してもバリアフリー化を促していくというような文言がどこかに記載いただけるといいなと思うのですが。

○事務局（障がい福祉課施策係 主査 白井）

グループホームの増加については福祉計画の見込量にて市の方針として増加させるよう記載をさせていただいています。またグループホーム増に対する市の支援として、令和6年度まで実際に実績があり対応させていただきました社会福祉施設等施設整備費補助金があります。しかし、令和7年度以降、現状においても予算計上ができていない状況です。ですがこの計画を策定していく上で、今後補助について再度検討し、計上することが叶えば、グループホーム等の建設に関して市が支援することができると考えておりますので、そのように協力をして参りたいと思います。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

施策係の内田です。補足になります。予算的な支援をしていきたいと考えておりますが、現状の市の全体の財政を鑑みて、一時的に補助を休止している状況となります。

グループホームは現時点で、年間少しずつ増加している状況にはなりますので、私たちに可能な支援を考えていきたいと思っておりますが、ただ数が増えればよいというものではないとも考えております。グループホームが増えても重度の受入れが進んでいない状況も認識しております。これは団体ヒアリングにおいてもたくさんの声をいただいています。

また別のタイミングでご説明をさせていただく予定でしたが、国から「意見申出制度」について各市町村に通知があり、これは事業所指定の際に、自治体が指定の条件を付すことができる制度となりますが、例えばグループホーム指定の際、重度の方の受入れを何パーセント以上、というようなことを書き加えられるか等について、今すぐできますとはお答えが難しいですが、検討をしているところでございます。

○野本委員

公募委員の野本です。質問と意見があります。

基本目標Ⅱの重点施策「障がい児支援の充実と障がい者就労の促進」について、新たに成果目標に就労継続支援事業所利用者の平均工賃が指標とされています。全国平均より低いのかと、だから目標とされているのかなと思いますが、これが向上することで、就労の促進になるのでしょうか。

就労継続支援事業所で頑張りたいと思っておられる障がい者の方も多くいらっしゃるのので、この目標は悪いことではないですが、それよりも本来なら一般就労したいけれど叶わずに福祉的就労で頑張っておられる方もいらっしゃるのので、ここで重点施策にするならまずは一般就労に視点を置いた成果を定め、指標を定めることも重要ではないかというのが私の意見です。

その上でそれが叶わない場合、福祉的就労を充実させていくという順番ではないかと。福祉的就労だけの指標を置くのは片手受けではないかと思っておりますので考えていただきたいと思います。

○山本委員

公募委員の山本です。このB型の平均工賃の2万6,986円について、これはきっと、A型からB型に事業を変更したところの事業所は、報酬がすごく高いと聞いています。実際にB型で働いていた人からの話で、

工賃が今まで 1 万円超をもらっていた人が、通所の人数が増えたがために工賃が減ったという事例をつい最近知りまして、しかも週 5 日通っているのに、1 万円です。

こうしたことを聞いたとき、一般就労であれば今 1,145 円が時給です。5 時間で 2 日働いて、1 万円以上の給料もらっているのに、B 型では 1 ヶ月丸々働いても、そのような状況だと。

B 型では工賃をみんなで分け与えるものですか。一般就労の時給はどんどんこれからも上がります。10 月から 1,195 円になります。

仕事できる子なのに 1 ヶ月 20 日働いても、1 万円あるかないかという B 型の制度のことがわからないので、お聞かせいただけますか。

○事務局（障がい福祉課施策係 主査 白井）

福祉サービスでなく、一般就労のみに着目した目標についてですが、あくまでこの障がい者基本計画や福祉計画については、一般就労の促進は福祉的就労支援の充実の先にあるという認識で、例えば一般就労の民間企業の障がい者雇用率を指標とするのかという話もありますが、岡崎市では福祉サービスではないその部分の数値を持っておりません。その上でその雇用率を何パーセントに向上させるといった目標を載せることは難しいと考えております。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

障がい者の就労について、障がい福祉サービスの就労継続支援等に関しては市の方で所管している部分ですが、一般就労での障がい者の枠という部分になると、本日も委員でご出席いただいておりますが、公共職業安定所、ハローワークさんのほうで実施されている事業と思いますので、市の目標として立てにくいということがあります。

ただ、本日も高橋委員に参加をいただいているように、一般就労と福祉との連携ということで、他に就労の部会にも参加いただいております。しかし本計画においては具体的な目標値を市で記載するのは難しいということになります。しかし野本委員がおっしゃることも理解できる話だと思いますので、この部分について、記載方法については今後も検討したいと思います。

就労継続支援 A 型 B 型で実際働かれているかが大勢いらっしゃって、比較的障がいをお持ちの方の中には生活が苦しい方もおられる中で、やはりこうした賃金は生活の中で重要な部分ですので、こうした指標をお示しさせていただくことには、一定のご理解をいただければありがたいと思います。

○事務局（障がい福祉課施策係 主査 白井）

補足になりますが、本日障がい者基本計画における施策体系の資料を配布しております。施策 15 に一般就労の促進として、就労移行支援や就労選択支援などにおいて、障がい者の意欲を醸成し、就労機会の拡大を図るとともに、関係機関と連携して、民間企業などにおける障がいや障がい者に対する理解と配慮促進、また雇用機会の拡大と就労定着を図る、というふうに目標として掲げさせていただいておりますので、どうしても私たちは福祉の側からの支援になってしまうと思うのですが、そういった関係機関と連携するための協議の場を設ける等して、就労の促進を進めていければと考えております。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

山本委員の質問についてですが、サービスの工賃、報酬体系についてはある程度国で制度設計がされており、報酬改定を重ねていく中で制度は厳しめになっているという印象です。また次年度 4 月には報酬改定が

ありますので、市の方でもどういう変更があるのか注視したいと考えております。ただ、工賃について、市の方で独自に算定したりできるものではないと考えますので、国の制度に則っていくと考えます。

○杉浦委員

株式会社アクトの杉浦です。B型の工賃についてお答えします。

B型の工賃は、そこで出た利益の中から必要経費分を取り除いた分を、人数で皆さんに分配という形が基本です。その上で、すごく頑張った方と、障がいによってなかなか仕事が捗らない方いろいろありますよね。これについては、仕事の量や一定の尺度によって、区別してもいいとなっています。ただ、障がい重度・軽度では区別できません。

それから、毎日皆勤できる方とそうでない方がいますよね。そのような、皆勤賞としてたくさん工賃をあげる、ということはできません。労働時間は時間給で大体計算しています。

本来なら「今月はたくさん儲かったから、たくさんみんなあげるよ」と、反対に「今月すごく全然収入なかったから、ちょっとしかあげられなくてごめんね」というようなことが本来だとは思いますが、現実的にはなかなか計算ができないので、昨年度の実績を鑑みて、大体このぐらい儲かるというようなことを計算し、時給を計算していることが多いです。

岡崎市だと1時間の工賃が200円をちょっと上回れば平均です。前は200円が平均だったところ、今はちょっと上がっています。

サービス自体、4時間、3時間やっているところ、また5時間やっているところと、事業所ごとに違うので、1日の割合は違います。1,000円や850円ぐらいのところもあれば、2,000円ぐらいのところもあります。

B型はそんなふうに、非常にみんな自助努力をしていますが、ちょっと愚痴を言います。私たちは自主生産で、自分とこでいいものを作り、たくさん売って、たくさん儲けようということを1つやっています。それから、職業訓練の意味もあるので、内職についても、たくさんいろんな会社から組み付けとか袋詰め等の仕事をもらっています。

これらは企業の本物の仕事なので、訓練になるかなと思っています。この自主生産は、物価がどんどん上がっていて材料費も上がっていますよね。それなのに何十年前から、この内職について企業からいただくお金がほとんど変わっていません。

だから、1個やると0.2円、こうなると1円というような工賃で働いているのに、10年、全く0.1円すら上がらないというようなことがあります。そうすると内職は、工賃の高い企業の仕事をいかにもらってくるかという知恵も要るし、大変です。ですが、これはやっぱり国がもっと内職の工賃を上げるように変えていただかないと、いつまでたっても、やっぱり福祉の工賃は安い、と思われてしまいます。

最低賃金が10年前680円の時代から、今が1,145円、10月からもっと上がります。この1年でさえ上がっているのに、福祉の工賃は全然上がっていない。だからそういうところを、いろんなところで、もっと訴えていかないといけないなと思います。

愛知県の労働局の、ホームページを見ると、工賃の標準的な金額と作業がこのぐらいという例が載っています。だけどそれを違反したからといって何も罰則はなく、ただ基準だけであって、さらにそれを、各企業が全部知っているかというところではありません。なので、本当に私達みたいところに、内職をやっているよと仕事をくださるところに感謝しながら実際には安い賃金で働いているのが現状です。

○野本委員

参考になりました。工賃向上が計画において目標になるのはありがたいことなんですね。

○杉浦委員

そうですね。だから先ほどB型の岡崎市の平均工賃が記載されていましたが、2万でさえもらえないところが岡崎市ではあります。ある事業所では、1ヶ月5,000円を目標にしていますというのが、現実は今岡崎市のB型事業所であるんです。国の法律は3,000円を下回らない、3,000円以上出ささいっていうのがB型の法律です。

誰も助けてはくれないので、それぞれの事業所が自分たちで努力するしかないというのが現実です。

また来年度から工賃の出し方が変わるので、A型は少し減算されるところが多くなるのかなと思っています。かなり厳しいと思います。それで、調査が非常に細かく厳しく入ると、あなたの事業所はだめだよと指導されるA型さんが増えるので、そうするとまた事業をB型に変えたりしてB型が増えるのかなと思っています。ありがとうございました。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

皆様ありがとうございました。ご意見はたくさんありますが、先ほど障がい福祉課からアナウンスがあったとおり、後日期限までに障がい福祉課にご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で議題4を終わります。

・その他「令和8年度個別支援専門部会検討部会の開催報告」及び「令和8年度版ヘルプカードの周知」について

事務局（障がい福祉課）から説明

○事務局（障がい福祉課施策係 主査 白井）

引き続き施策係の白井から説明をさせていただきます。

資料は、自立支援協議会資料の66ページから68ページ、また皆様にお配りしておりますA3の資料、検討部会の報告資料となっております。以前よりこの協議会でもご説明をさせていただいていました、個別事例や地域課題を抽出して課題を検討するための個別支援専門部会検討部会について、今年は7月15日に開催をいたしました。

各相談支援事業所から相談員の皆様20名程度ご参加いただきまして、各事業所において、困難事例を挙げ、実際に支援をした内容の報告や、困りごとに対する他事業所からの助言など実施しました。実際にA3の資料が挙げられた課題となっております。

こちらの資料には特定の事業所名や、個人の障がい特性等も記載がございますので、取り扱いにはご注意ください。ととともに、守秘義務についてご協力ください。

今後、この課題を挙げていただいた事業所のうち、幾つかの事業所には3月の自立支援協議会で一部、報告をいただきます。また報告いただいた内容につきましては、次年度1回目の専門部会にて、報告を実施していただく予定です。

なお、次年度1回目の専門部会におきましては、当該課題一覧につきましては、特定の名詞等を抜いた上で、委員等へ共有をさせていただきたいと思っております。共有することで、各部会において、課題解決に向けた議題につなげていただければと考えております。

今後も協議会の皆様のご協力をいただくことがありますので、またこちらご協力のほどよろしくお願いいたします。

もう1点、本日皆様の席上にヘルプカードの令和8年度版を配付させていただいております。

ヘルプカードについて少しご説明をいたしますと、こちらは個別支援専門部会にて協議し作成した成果物になっておりますが、内容を見ていただきますと、氏名や障がいの内容、アレルギーの有無、緊急連絡先、かかりつけの医療機関の連絡先などが自由に記載できるようになっています。

ヘルプマークという赤い十字のマークは皆様ご存じかと思うのですが、ヘルプカードはマークに加え、どんな配慮が必要かについて一目でわかる仕様となっております。

また、中心の切り取り線で切っていただき、山折り谷折りと折り曲げていただきますと、名刺ほどのサイズになり、携帯することも可能です。

先日、広幡学区の防災訓練にて、個別支援専門部会の委員とともに、こちらのカードを周知して参りました。声の出せない方、自分の症状をうまく伝えられない方、障がいがあり配慮が必要な方の情報が一目でわかるため、災害時、避難所等でも適宜利用していただけたらと考えております。

令和8年度版といたしましたのが、その裏面にあります、災害のレベルの図になります。こちらは令和8年3月に国のガイドラインが更新されましたので、図を変更させていただいたところになります。

また本日、ヘルプカードをお配りしましたので、周りで必要とされている方に対し、このカード自体の存在についてご周知いただけますと幸いです。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。あと本日席上に配られました精神保健福祉のチラシについて、岡崎精神障がい者家族会の天野様から説明をお願いいたします。

○天野委員

岡崎精神障がい者家族会の天野です。チラシですが、これは精神保健福祉促進研修会ということで、11月3日に刈谷市総合文化センターで1日通して行われるものです。

朝9時半から開会しまして、10時から特別講演と対談があります。精神疾患の医師と患者と家族の立場でのトークです。この尾崎紀夫教授は名古屋大学の特任教授で、遺伝や薬のことなどを研究し、臨床もされています。もう御一方の夏苺郁子さんも医師であり、静岡県で開業されています。親が統合失調症、そして、ご自身も医学部のときに鬱病になったそうです。ですから、医師及び当事者の立場で、尾崎教授と対談をします。また会場からの質疑応答の時間もあります。

そして午後になりますが、シンポジウム「精神科病院からの退院 バンちゃん体験記」があります。これには愛恵協会の泉様と、それからシンポジストとして、中島由美子様、また当事者の清水幸恵様が3人で登壇されます。岡崎の中でも、3回ほど講演をされていますので、お話を聞かれた方もあるかと思いますが、とにかく地域移行、地域定着についてのお話を聞くことができます。

とにかく1日掛かりのため、全部聞かれるのも大変かと思いますが、これは無料の研修会です。

そしてこの裏のページには、QRコードがあり、ここから申し込むことができます。500人募集のところ今は300人くらいです。あと200人くらい応募可能です。この11月3日火曜日は文化の日ですね。支援者の立場である様々な事業者の方にもぜひ来ていただけたらありがたいなと思いますので、ご案内させていただきました。よろしくお願いします。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。他に報告等ありますでしょうか。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

施策係の内田です。1件報告事項がございます。

既にご存じかもしれませんが、7月に行政処分を行いましたのでご報告させていただきます。

処分の対象となりましたのは、グループホームイノベル井田です。処分は指定の一部効力の停止で、新規利用者の受け入れ停止3ヶ月と、報酬支払いの制限として減額7割3ヶ月間となっております。

こちらの処分の理由となりましたのは、人格尊重義務違反ということでグループホームの入所者に対する虐待行為です。市で認定し、処分をさせていただいたということになります。

虐待の加害者については、別で報道されているかと思いますが、今年2月に警察が対応しておりまして、既に刑事処分を受けているという中で、我々としてしましては事業所に対する処分を行わせていただいたところです。

この件に関しまして、前回の協議会でも委員の方からご意見をいただき、当時は我々もその段階では調査や監査の最中だということでお答えできないこともございましたので、今回こうした形で実際に処分を行ったことをご説明させていただきました。

○事務局（障がい福祉課長 岩城）

障がい福祉課長、岩城です。実際に市の方も処分がしたいというわけではないです。事業所の方に育って欲しいという思いの方が強く、市の職員の方が、運営指導等を実施しておりますので、こうしたことが減っていくと良いと思いながら、その力も及ばずというところでも実際にはございます。

ただ、自立支援協議会の皆様に、地域の事業所を底上げしていこうというところで、今後も力を貸していただけたら、というふうに思いますので、協力して取り組んでいければと思います。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○杉浦委員

株式会社アクトの杉浦です。課長さんがお話された後に失礼いたします。

最近、いろいろ不正が相次いでいますよね。私は常時仲良くしていたと思っていた事業所に不正があったということで、そのときは非常にショックを受けました。内容としては、実際には利用がなかったのに、利用していたように書類を作る等、本当に不正ですよ。

そういう不正をしているところが幾つかあって、じゃあそこにいる利用者さんどうなってしまうのだろうと心配をしていると、何ごともなかったかのように、事業所名が変わって、トップが入れ替わって、それでいて以前と同じ活動をしています。どこもそうです。それが「本当に反省しているのか」と疑問に感じます。

岡崎市の中で一緒に、近場で一緒に介護もやって、個別にちょっと仲良くもしているようなところが不正して、そのあとすぐにもう「ちょっと会社側の名前変わりました」と言ってくるので。ちょっともやもやするところがあるのですが、そのところどうなのでしょう。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

障がい福祉課政策係内田です。実はそういったご意見もいくつかいただいております。認識しております。

我々も事業所を処分するという点に関しては、不正を行った事業所に対して厳正でなければならないという立場と、また利用者の方々に関しまして、現実問題行き先がなくなってしまう、またその後の生活や収入が途絶えてしまうという中で、どういった判断をしていくかという両輪で考えていかなければなりません。

行政処分でも、特に全部効力の停止や指定取り消しというのを行いますと、実際、利用されている方がその場にいられなくなってしまうということもありますし、事業所の方もまた報酬が入らなくなるというところがあります。

また運営されている法人の役員の方々に関しましては、欠格事由という形になり運営に関われないため、多くの場合に関しまして、事業譲渡という手段をとることが多くなっております。

ここでどうしても関わってくるのが、2年前、株式会社恵の行政処分があった際に、厚生労働省の方から、事業譲渡の手続きに関して、できるだけその利用者のために手続きを軽減し、なるべく入居者の不利にならないように進めて欲しいという通知があり、そちらを我々もできる限り考慮していきますと、事業譲渡を認めざるをえないところがございます。

ただ現実のところでは申しますと、ある程度その行政処分を行いますとそれに伴い、特に経済的な部分、報酬返還等、その他かなり制限がかかります。

事業所の実態が変わってないように見えても、中では実際に処分によって影響を受けている部分があるということをご説明させていただきたいというふうに思います。

その上で、先ほど申しました制度の中で、指導等を行いながら、対応している状況でございます。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。

以上で議題は全て終わりましたので、事務局へお返しします。

閉会

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

- ・11月に計画策定のため書面開催を実施予定。（場所：友愛の家多目的室）
- ・当初予定の対面での自立支援協議会は令和9年3月5日金曜日を予定。
- ・閉会の挨拶

以上